

**財務省第9入札等監視委員会
平成28年度第4回定例会議議事概要**

開催日及び場所	平成29年6月13日（火） 大阪合同庁舎第三号館 会議室	
委員	委員 尾崎 雅俊（辰野・尾崎・藤井法律事務所 弁護士） 委員 中務 裕之（中務公認会計士・税理士事務所 公認会計士） 委員 伊勢田道仁（関西学院大学法学部 教授）	
審議対象期間	平成29年1月1日（日）から平成29年3月31日（金）まで	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	2件	契約件名：旧神戸地方裁判所荒田町宿舎解体撤去工事 契約相手方：株式会社 アクティブ（法人番号 7120001019401） 契約金額：46,980,000円 契約締結日：平成29年2月21日 担当部局：近畿財務局
		契約件名：尼崎税関支署・麻薬探知犬管理センター空調機更新工事 契約相手方：日本ビルコン 株式会社 関西支社（法人番号 9010601024883） 契約金額：4,298,400円 契約締結日：平成29年1月16日 担当部局：神戸税関
随意契約（公共工事）	—	
競争入札（物品役務等）	—	
随意契約（物品役務等）	2件	契約件名：コンテナ貨物大型X線検査機器の賃貸借 契約相手方：Smiths Heimann GmbH（法人番号 5700150015680） 契約金額：20,790,000円 契約締結日：平成29年2月13日 担当部局：大阪税関
		契約件名：平成29年分路線価等を定めるための鑑定評価額の算出及び意見価格等の提出業務 契約相手方：個人 契約金額：1,230,150円 契約締結日：平成28年9月5日 担当部局：大阪国税局
応札（応募）業者数1者関連	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p> 契約件名： 旧神戸地方裁判所荒田町宿舎解体撤去工事 契約相手方： 株式会社 アクティブ (法人番号 9120001117780) 契約金額： 46,980,000円 契約締結日： 平成29年2月21日 担当部局： 近畿財務局 </p> <p> 入札3回目での落札ということで、落札率が高い事情は理解できたが、予定価格が低過ぎたのではないかと印象を受ける。 予定価格はどのように算出したのか。 </p> <p> 昨今、建築コストや人件費が一般的に上昇している。 落札業者から、金額算出過程を徴取できれば、今後の参考になるのではないか。 </p> <p> 公告から入札書提出期限まで実質20日間ぐらいあるが、この規模の工事からすると、少し短いのではないか。 この期間がもう少し長ければ、更に参加者が増えていたのではないか。 </p> <p> もう少し公告を早く行うことはできなかったのか。 </p>	<p> 解体業者から事前に見積りを徴し、それを精査するとともに、刊行物掲載額とも比較検討した上で、予定価格を算出している。 </p> <p> 落札業者から金額内訳を提出させているが、現状、その分析までには至っていない。 今後、いただいたご意見は参考にさせていただきたい。 </p> <p> 参加業者数は11社と多く、入札参加の検討期間としては十分であったのではないかと考えている。 </p> <p> 年度途中で予算措置された事案であったことから、急いで手続を進めたものの、結局、この時期に公告を行うこととなったものである。 </p>

意見・質問	回 答
<p>契約件名： コンテナ貨物大型X線検査機器の賃貸者</p> <p>契約相手方： Smiths Heilmann GmbH(法人番号 5700150015680)</p> <p>契約金額： 20,790,000円</p> <p>契約締結日： 平成29年2月13日</p> <p>担当部局： 大阪税関</p> <p>再リース後は既存を撤去の上で、新たな機器を初期契約としてリースする予定か。</p> <p>再リースすることを決めた時期はいつか。</p> <p>再リース期間を5か月と定めた理由は何か。</p> <p>契約条項に借入期間に関する条項はあるのか。</p> <p>国の規定により5年が限度であるにも関わらず7年間使用する旨の説明は口頭で行うのか。</p> <p>再リースに係る賃貸借料は貸主の見積書をそのまま採用しているが、交渉の余地について入札説明書等にも記載していないのか。</p> <p>交渉の余地について記載は可能か。</p> <p>再リースするか否かは国に選択権がある。</p> <p>よって、事前に再リースをする場合の提示予定額を聴取した上で落札者の選考基準とするのもひとつの手段と考えるがいかがか。</p> <p>再リース料について賃貸借料は下がっているが保守料が高くなる理由は何か。</p>	<p>そのとおりである。</p> <p>平成29年度の概算要求時である。</p> <p>同時期に神戸税関の大型X線が更新となる。 更新期間は概ね5か月間必要であるため、神戸税関の大型X線が停止している間、再リースにより当関の大型X線を稼働させ、神戸税関の更新終了後に大阪税関の機器を止めるといったタイムラグを作るためである。</p> <p>当初は7年間でリースアップするのを前提に契約締結していたため、借入期間に関する条項はない。</p> <p>入札説明書において、7年間使用を予定している旨記載している。</p> <p>記載していない。</p> <p>記載は現実的に困難であると考える。</p> <p>将来、再リースするか否かといった不確定要素を含めた入札は非常に困難であると思われるが、委員の意見を踏まえ、今後も検討はしたい。</p> <p>メーカーの保守部品の供給期間等耐用年数を経過しての再リースは保守に係る労務費、保守部品調達の可否等が関連して割高になると思料される。</p>

意見・質問	回 答
<p data-bbox="188 219 657 250">再リース後の撤去費用はどうか。</p> <p data-bbox="162 313 794 389">再リース期間を5か月ではなく1年に延長すると いった検討は行ったか。</p> <p data-bbox="162 497 794 663">リース契約に係る契約の期間、再リース時の条件を あらかじめ決める等、現行の制度では困難であると理 解しているが、何か良い工夫、知恵があれば是非検討 願いたい。</p>	<p data-bbox="845 219 1264 250">撤去費用は当初契約に含んでいる。</p> <p data-bbox="820 313 1433 434">検討は行ったものの機器の劣化状況、保守部品供 給の可否等を勘案すると再リース期間は最低限に すべきであると判断した。</p> <p data-bbox="845 497 967 528">承知した。</p>

意見・質問	回 答
<p>契約件名： 尼崎税関支署・麻薬探知犬管理センター空調機更新工事</p> <p>契約相手方： 日本ビルコン 株式会社 関西支社（法人番号 9010601024883）</p> <p>契約金額： 4,298,400円</p> <p>契約締結日： 平成29年1月16日</p> <p>担当部局： 神戸税関</p> <p>規定上、低入札価格調査が必要な案件ではないが、調査は行っているか。</p> <p>前回の審議で落札率が高い理由について、「予定価格を合理的に算出しているから」との説明があったが、今回は合理的に算出してないということか。</p> <p>入札公告期間を長く設けたら、より多くの業者の参加が見込めるのではないか。</p> <p>初期費用が安価であることと今後のメンテナンスコストが削減可能との判断でツインタイプに変更したようであるが、室外機が故障した場合は室内機2台とも使用できなくなるため、一見得したように感じるが、よく考えると得ではない場合もあることから、今後の選定の際はよく検討してはどうか。</p>	<p>仕様内容を充足するかどうかの確認は、入札価格の適正性を確認するうえで必要なものであり、実質的には低入札価格調査時と同様の調査を行っていると言える。</p> <p>合理的に算出しているが、工事案件に関しては、施工業者と資材購入先の関係性により安価で納入機器の仕入れが可能である場合やたまたま在庫を抱えている場合がある等様々な要因で入札金額が低価になる場合があり、今回は結果的に落札率が低くなった。</p> <p>本件に関しては、追加で予算配賦が行われたことから調達時期が遅くなったものであり、工期を勘案し最低期間で設定した。</p> <p>なお、一般的な予算配賦であれば可能な限り長期間の公告期間を設けることとしている。</p> <p>承知した。</p>

意見・質問	回答
<p>契約件名：平成29年分路線価等を定めるための鑑定評価額の算出及び意見価格等の提出業務</p> <p>契約相手方：個人</p> <p>契約金額：1,230,150円</p> <p>契約締結日：平成28年9月5日</p> <p>担当部局：大阪国税局</p> <p>募集方法について、説明いただきたい。</p> <p>評価地点をどのように割り振っているか。</p> <p>反社会勢力の排除についてはどのように対応しているか。</p>	<p>公募を行った上で業者を募集している。</p> <p>本業務の鑑定地点は2府4県に及び地点数が非常に多いため、1業者では対応できない。</p> <p>従って、募集に際し応募に必要な資格や条件を示した上で、これらを満たす全ての業者と契約を締結している。</p> <p>公的土地評価の経験及び鑑定評価の実績等を総合勘案の上、各評価地点の鑑定評価員等を選任し、業務を委託している。</p> <p>なお、鑑定評価員等は、契約者である鑑定事務所ではなく、当該鑑定事務所に所属する不動産鑑定士個人となるため、不動産鑑定士が多く所属している鑑定事務所ほど、業務が割り振られる形となる。</p> <p>反社会勢力の暴力団排除を目的とした警察当局に対する照会制度があるが、本業務について当該制度を活用したことはない。</p>